



県 章

滋賀県公報

令和 8 年（2026 年）
1 0 月 9 日
号 外 （ 1 ）
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 （※印は、県例規集に登載するもの）

○ 選挙管理委員会告示

※公営施設使用の個人演説会、政党演説会および政党等演説会の施設として市町の選挙管理委員会が指定した施設の一部改正

.....	1
滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙の実施.....	2
令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙における選挙長および同職務代理者の選任	2
令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙における選挙会の日時および場所.....	2
令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式	2
令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙において候補者その他の関係人が公職選挙法または同法に基づく命令の規定によって滋賀県選挙管理委員会に対して行う届出、請求、申出その他の行為を受け付ける機関.....	4
令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することができる日.....	4
令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所.....	5
令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙における公職選挙法による選挙運動に関する支出金額の制限額.....	5
令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて.....	5
令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙における選挙長印.....	5
地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数、同法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数.....	5
令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことについて.....	6

○ 滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙選挙長告示

令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所.....	6
令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙において選挙長が立候補の届出を受け付ける順位	6
令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙において選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所.....	6

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

滋選委告示第160号

平成 7 年滋選委告示第15号（公営施設使用の個人演説会、政党演説会および政党等演説会の施設として市町の選挙管理委員会が指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和 8 年10月 9 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

表中「同 南山田町678番地」を「同 北山田町70番地7」に改める。

滋選委告示第161号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定に基づき、滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

令和8年10月9日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

選挙の期日 令和8年10月18日

選挙すべき議員の数 2人

滋選委告示第162号

令和8年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙における選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和8年10月9日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

選挙長

滋賀県草津市 木村辰己

選挙長職務代理者

滋賀県草津市 中村孝

滋選委告示第163号

令和8年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙における選挙会は、次の日時および場所において行う。

令和8年10月9日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

日時 令和8年10月18日午後9時15分

場所 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市役所特大会議室

滋選委告示第164号

令和8年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和8年10月9日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

投票用紙
表

折
目

裏

こうほしやしめい 候補者氏名	県議 令和八年執行(草津市選挙区) 滋賀県議会議員補欠選挙投票 (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 滋賀県 選挙管理 委員会印	
---	--	--

- 備考 1 投票用紙の色は、ピンク色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。

点字投票用紙
表

裏

折
目

こうほしやしめい 候補者氏名	点字投票 令和八年執行(草津市選挙区) 滋賀県議会議員補欠選挙投票 (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 滋賀県 選挙管理 委員会印	
---------------------------	--	--

- 備考1 投票用紙の色は、ピンク色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。
- 4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「けんぎ ほけつ」と表示する。

滋選委告示第165号

令和8年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙において、候補者その他の関係人が公職選挙法または同法に基づく命令の規定によって滋賀県選挙管理委員会に対して行う届出、請求、申出その他の行為については、次の機関において受け付ける。

令和8年10月9日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

令和8年10月9日から令和8年10月18日まで

滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市選挙管理委員会

令和8年10月19日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会

滋選委告示第166号

令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙において、滋賀県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年滋賀県条例第40号）第 1 条の規定により設置するポスター掲示場に候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第 1 項第 5 号のポスターを掲示することができる日は、令和 8 年10月 9 日からとする。

令和 8 年10月 9 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

滋選委告示第167号

令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙において、滋賀県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和57年滋賀県条例第41号）第 2 条の規定により発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和 8 年10月 9 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

日時 令和 8 年10月 9 日午後 6 時

場所 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県選挙管理委員会室

滋選委告示第168号

令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和 8 年10月 9 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

制限額 6, 270, 700円

滋選委告示第169号

令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第 1 項および第54条第 1 項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、黒色のインクで刷込みとする。

令和 8 年10月 9 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

滋選委告示第170号

令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙における選挙長印を次のとおり定める。

令和 8 年10月 9 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一



23ミリメートル平方

滋選委告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項および第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数、同法第76条第 1 項、第81条第 1 項および第86条第 1 項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、令和 8 年10月 8 日現在において次のとおりである。

令和 8 年10月 9 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

50分の1の数	22,862
80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と	
40万に6分の1を乗じて得た数と	
40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	242,884
草津市選挙区の3分の1の数	38,084

滋選委告示第172号

令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第 1 項の規定により選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和 8 年10月 9 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙選挙長告示

滋議草選区告示第 1 号

令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和 8 年10月 9 日

滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙選挙長 木 村 辰 己

令和 8 年10月 9 日 8 時30分から正午まで

滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市役所大会議室

令和 8 年10月 9 日正午から17時まで

滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市役所502会議室

令和 8 年10月10日以降

滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市選挙管理委員会

滋議草選区告示第 2 号

令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙において、選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和 8 年10月 9 日午前 8 時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとする者またはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着した者については到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和 8 年10月 9 日

滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙選挙長 木 村 辰 己

滋議草選区告示第 3 号

令和 8 年10月18日執行の滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和 8 年10月 9 日

滋賀県議会議員草津市選挙区補欠選挙選挙長 木 村 辰 己

日時 令和 8 年10月15日午後 5 時40分

場所 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市役所行政委員会室